

前橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

衛生検査課

1 市条例の制定及び本委員会設置経緯

前橋市では、平成21年4月1日付けで中核市となり保健所を設置する際に、群馬県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「県条例」という。）に準じた形で前橋市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「市条例」という。）を制定し、その後は大きな改正もなく現在に至る。この度、県条例が一部改正され、令和6年4月1日に施行（一部は令和6年10月1日施行）された。保健所設置市である本市は、この条例が適用されないが、県と同様の内容の業務を行っているので、本市においても条例改正が必要であるか、また、改正が必要となれば、その内容について検討を行うため、有識者による検討委員会を設置する。

2 市条例の概要について（資料2 市条例参照）

3 県条例の改正内容について（資料3 県周知チラシ参照）

- (1) 「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を条例目的に明文化
- (2) 適正な頭数の飼養・保管に関する努力義務
- (3) 飼い犬の社会化を促す努力義務（しつけ等）
- (4) 飼い猫の屋内飼養の努力義務
- (5) 地域猫活動の取組内容の努力義務（不妊去勢手術等）
- (6) 手数料改正（引取手数料の引上げ、動取業登録証再交付手数料等の新設）

4 本市における条例改正に対する考え方

県が改正する(2)～(5)の4つの努力義務規定については、本市が直面している犬猫に関する諸問題（多頭飼育問題、犬の鳴き声苦情やこう傷事案、外飼い猫や飼い主のいない猫への餌やりによる生活環境の悪化）に対応するものであるため、本市においても条例改正の必要性があると考えている。また、改正内容については、本委員会で検討したい。

※上記3(6)手数料改正については、県と同様の内容で前橋市保健所関係使用料及び手数料条例改正にて対応済（令和6年10月1日施行）

5 県条例の改正箇所と市条例（現行）との比較

改正箇所（条番号）	県改正内容	市条例（現行）の該当箇所
第1条（目的） 人と動物との共生社会の実現に向けた理念	〔一部改正〕（第1条） 条例の目的に「人と動物の共生社会実現」に関する文言を追加	第1条（目的） 改正前の県条例と同様 改正内容の記述はなし
第6条 （飼い主の遵守事項等） 動物一般の飼い主への遵守事項	〔一部改正〕（第6条第1項第3号追加） 飼い主の遵守事項等に「適正な頭数の飼養・保管に関する努力義務」を新たに追加	第8条 （飼い主の遵守事項） 市は義務規定 改正内容の記述はなし
第7条 （犬の飼い主の遵守事項）	〔新規・努力義務規定〕 生活環境・健康状態・犬種等に応じた運動及びしつけ（犬の社会化）を促す努力義務を規定	なし
第10条 （猫の飼い主の遵守事項）	〔新規・努力義務規定〕 第2条で「飼い猫」を新たに定義。猫の飼い主は周辺環境の保持やみだりな繁殖防止等のため、屋内飼養の努力義務を規定	なし
第10条の2 （飼い主のいない猫に給餌等を行う者の遵守事項）	〔新規・努力義務規定〕 飼い主のいない猫問題に対するもので、「地域猫活動」に関する規定を追加し、周辺生活環境を損なわないための管理を努力義務規定	なし